

## 神戸市明るい選挙推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、神戸市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、本市における明るい選挙の推進を効果的かつ円滑に推進するため、神戸市選挙管理委員会に協力することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、神戸市選挙管理委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 報道関係者
- (3) 青少年団体、婦人会等民間団体の役職員
- (4) 教育関係者
- (5) 若い有権者
- (6) 神戸市選挙管理委員

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、神戸市選挙管理委員会事務局において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるものの外、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。